

令和 8 年 9 月
警 察 庁

「警察官職務執行法第六条の二第八項の規定に基づく管理者への通知等に関する規則案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和 8 年 7 月 24 日から同年 8 月 22 日までの間、「警察官職務執行法第六条の二第八項の規定に基づく管理者への通知等に関する規則案」に対する意見の募集を行った結果、24 件の御意見を頂きました。

「警察官職務執行法第六条の二第八項の規定に基づく管理者への通知等に関する規則」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

警察官職務執行法第六条の二第八項の規定に基づく管理者への通知等に関する規則（令和 8 年国家公安委員会規則第 19 号）

2 命令等の案を公示した日

令和 8 年 7 月 24 日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙 1 のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、本規則案の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見を考慮した結果

頂いた御意見を踏まえ、警察官職務執行法第六条の二第八項の規定に基づく管理者への通知等に関する規則案を別紙 2 のとおり修正することとしました。

5 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 24 件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	24件
電子メール	0 件
郵 送	0 件

〈 凡 例 〉

警 職 法： 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和 7 年法律第43号）による改正後の警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）をいう。

サイバー危害防止措置執行官： 警職法第 6 条の 2 第 1 項に規定するサイバー危害防止措置執行官をいう。

サイバー危害防止処置： 警職法第 6 条の 2 第 2 項の規定による処置をいう。

承認の求め： 警職法第 6 条の 2 第 4 項の承認の求めをいう。

事後通知： 警職法第 6 条の 2 第 9 項の規定による通知をいう。

勧告： 警職法第 6 条の 2 第10項の規定による勧告をいう。

新 規 則： 警察官職務執行法第六条の二第八項の規定に基づく管理者への通知等に関する規則（令和 8 年国家公安委員会規則第19号）をいう。

「警察官職務執行法第六条の二第八項の規定に基づく管理者への通知等に関する規則案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 管理者への通知に関して

標記の件については、

- 処置の法的根拠、必要と判断した理由、実施した操作の概要、システムへの影響、照会先及び苦情申出窓口を通知事項に追加することが望ましい
- 通知を行わない理由を記録すること、通知留保の必要性を定期的に見直すこと及び通知可能となった場合に速やかに通知する手続について規則上明確化することを求める
- 何を・どの程度の詳細さで・いつまでに通知するかを具体的に規定することで、管理者が実質的に内容を確認できる制度とすることを求める
- 電子メールによる通知において、送信者の真正性を担保する技術的措置を実施することを本規則に規定し、又は通達等で明確化するべき

といった御意見がありました。

管理者への通知を行う趣旨は、サイバー危害防止処置がサイバー危害防止措置執行官の正当な職務又は命令によるものであることを管理者が確認できるようにすることです。これを踏まえて、本規則案第2条各号において、管理者に通知する事項について規定したところであり、上記の趣旨を踏まえれば必要十分であると考えています。

また、管理者への通知を行わないこととするときは、警察庁長官又は警察本部長（警視総監又は道府県警察本部長をいう。以下同じ。）の指揮を受けることとしているほか、管理者への通知の真正性を確保するための措置を講じることとするなど適切に運用してまいります。

2 サイバー危害防止処置の状況の記録について

標記の件については、

- 処置の根拠、判断理由、承認経過、実施日時、操作内容、通知状況及び障害又は損害の有無等を記録事項として明示するとともに、適切な保存期間及び改変防止措置を定めることが望ましい
- 警察の権限行使の透明性を担保し、濫用を防ぐため、通知や措置のプロ

セスに対して客観的な記録（ログ）の保存を義務付けるとともに、事後的に検証・チェックを行う仕組みを明確に規定すべきであるといった御意見がありました。

原案では、サイバー危害防止処置に関する事後的な検証に備えるため、その状況を記録することとしているところ、具体的な記録事項、記録の保存期間及び改変防止措置については、御意見を踏まえ、適切に運用してまいります。

3 サイバー危害防止処置の実施状況に関する国家公安委員会又は都道府県公安委員会への報告について

標記の件については、

- 通知を行わなかった件数及び理由、障害又は損害の発生件数、苦情の受付状況並びに勧告後の対応状況及び是正措置については報告事項として明示されていない。制度の実効的な監督及び透明性を確保するため、これらの事項についても報告対象とするとともに、秘密保全に配慮した統計情報及び運用状況を定期的に公表することが望ましい
 - 公安委員会へ報告された実施状況の集計・概要について、年1回程度、ウェブサイト等で公表する方針を明記することを提案する
- といった御意見がありました。

サイバー危害防止処置の実施状況について警察庁長官又は警察本部長が、国家公安委員会又は都道府県公安委員会に報告することとしている趣旨は、警察が実施するサイバー危害防止処置について国家公安委員会又は都道府県公安委員会による適切な管理を行うためです。この点、頂いた御意見を踏まえ、再度検討を行った結果、原案では、国家公安委員会又は都道府県公安委員会に対する報告については、

- ・ 毎年度少なくとも一回（承認の求め及び当該承認並びに事後通知のそれぞれの件数及び概要並びに勧告の件数及び概要について報告）
- ・ 勧告を受けたとき
- ・ 国家公安委員会又は都道府県公安委員会から、サイバー危害防止処置の実施の状況について報告を求められたとき

に行うこととしていたことにつき、国家公安委員会又は都道府県公安委員会による監督の実効性を高める観点から、

- ・ 警察庁長官又は警察本部長が必要があると認めるとき
- にも報告をすることとします。

また、国家公安委員会又は都道府県公安委員会へ報告された実施状況の公表については、運用状況等を踏まえつつ適切に対応してまいります。

4 その他

本規則案に対する直接の御意見ではありませんが、

- サイバー危害防止処置についての警職法の規定内容に関する御意見
- 法令の適正な運用に関する御意見

等がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

修正点について

1 主な修正点

「警察官職務執行法第六条の二第八項の規定に基づく管理者への通知等に関する規則案」について、以下のとおり修正しました。

意見募集時の案	修正後
【新規則第 7 条第 3 項】 前二項に定めるもののほか、長官は、国家公安委員会から、関東管区警察局及び都道府県警察におけるサイバー危害防止処置の実施の状況について報告を求められたときは、速やかに、当該状況を報告するものとする。	【新規則第 7 条第 3 項】 前二項に定めるもののほか、長官は、国家公安委員会から関東管区警察局及び都道府県警察におけるサイバー危害防止処置の実施の状況について報告を求められたときその他必要があると認めるときは、速やかに、当該状況を報告するものとする。

2 その他

上記修正のほか、意見公募手続を実施した案に、表記の適正化のため、必要の技術的修正を行いました。